

一般社団法人沖縄やんばるDMO定款

令和8年1月30日 作 成

一般社団法人沖縄やんばるDMO

定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人沖縄やんばるDMOと称し、英文では、Okinawa Yambaru DMO General Incorporated Associationと表示する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を沖縄県名護市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、沖縄県北部地域の12市町村（以下、「やんばる地域」という。）の地域の行政機関及び民間事業者、教育機関が一体となり、やんばる地域の自然・文化・住民生活と調和した持続可能な観光地域づくりを推進することにより、観光を通じてやんばる地域の本質的価値を世界へ提供し、地域の所得と幸福度及び観光客の満足度の向上を図るとともに、経済効果の最大化と環境負荷の最小化を両立させ、地域と来訪者が共に幸せを分かち合う豊かな未来の実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) やんばる地域全体の観光戦略の策定
- (2) やんばる地域に観光客を誘客するための事業（マーケティング事業）
- (3) やんばる地域の持続的な観光地を形成するための事業（マネジメント事業）
- (4) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第5条 当法人の公告は、電子公告の方法により行う。ただし、電子公告ができない場合は官報に掲載する方法により行う。

(機関)

第6条 当法人は、当法人の機関として、総会及び理事以外に、理事会及び監事を置く。

第2章 社員

(入社)

第7条 当法人の目的に賛同し運営に参画するため入社した地方公共団体、企業及び団体を社員とする。

- 2 当法人の設立後、社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、社員総会の承認を得なければならない。
- 3 当法人の社員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）に規定する社員とする。

(経費等の負担)

第8条 社員は、当法人の運営に要する経費に充てるため、社員総会で決議する額の負担を支払わなければならない。

- 2 本条の負担金は、一般法人法第27条に規定する経費とみなす。
- 3 既納の負担金及びその他の拠出金品は、返還しない。

(退社)

第9条 社員は、次に掲げる事由によって退社する。

- (1) 当該社員からの退社の申し出又はやむを得ない事由があるとき、当法人所定の様式による届出をすることにより、任意にいつでも退社することができる。
 - (2) 当該社員の解散
 - (3) 総社員の同意
 - (4) 除名
- 2 社員の除名は、社員が次のいずれかに該当するときに、総会の決議によってすることができる。この場合は、一般法人法第30条及び第49条第2項第1号の定めるところによるものとする。
- (1) 定款又はこの法人の規則に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を棄損し、又はこの法人の目的に違反する行為があったとき。
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員の名簿)

第10条 当法人は、社員の名称及び住所を記載又は記録した「社員名簿」を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

- 2 前項の「社員名簿」をもって、一般法人法第31条に規定する社員名簿とする。
- 3 当法人の社員に対する通知又は催告は、「社員名簿」に記載又は記録した住所又

は社員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

第3章 会 員

(入会)

第11条 当法人の目的に賛同して入会した地方公共団体、企業、団体及び個人を会員とする。

- 2 当法人の会員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得なければならない。なお、会員は総会での議決権を持たない。

(会費等)

第12条 会員は、当法人の運営に要する経費に充てるため、理事会で定める額の会費を支払わなければならない。

- 2 会員は会費の支払いの他、運営に資する人員を派遣することができる。その場合、会費の支払いは免除される。
- 3 既納の会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

(退会)

第13条 会員は、次に掲げる事由によって退会する。

- (1) 当該会員からの退会の申し出。会員は、当法人所定の様式による届出をすることにより、任意にいつでも退会することができる。
 - (2) 当該会員の死亡又は解散
 - (3) 除名
- 2 会員の除名は、会員が次のいずれかに該当するときに、理事会の決議によってすることができる。
 - (1) 前条の義務を履行しなかったとき。
 - (2) この法人の名誉を棄損し、又はこの法人の目的に違反する行為があったとき。
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

第4章 社員総会

(種別及び構成)

第14条 法人の総会は、定時総会及び臨時総会とし、すべての社員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって、一般法人法上の社員総会とする。

(招集)

第15条 当法人の定時総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時総会は、必要に応じて招集する。

- 2 総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事会の決議に基づき代表理事がこれを招集する。代表理事に支障があるときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により他の理事がこれを招集する。
- 3 総会を招集するには、開催日より1週間前までに社員に対して招集通知を発するものとし、書面投票又は電子投票を認める場合も同様とする。電子投票を認める場合は、理事会で定める方法による。

(招集手続の省略)

第16条 総会は、社員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(権限)

第17条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の入社及び除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(議決権)

第18条 総会における議決権は、社員は1名につき1個とする。

(議長)

第19条 総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該総会において、議長を選出する。

(決議の方法)

第20条 総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 社員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更

- (4) 解散
- (5) その他法令で定める事項

(総会の決議の省略)

第21条 総会の決議の目的たる事項について、社員から提案があった場合において、その提案に社員の全員が書面又は電磁的記録によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第22条 社員は、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては、当該社員又は代理人は総会ごとに代理権を証する書面を当法人に提出しなければならない。

(総会議事録)

第23条 総会の議事については、法令に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、総会の日から10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

- 2 前項の議事録には、議長のほか、出席した社員のうちから総会において選出された議事録署名人1名が、署名押印もしくは記名押印又は電子署名する。

第5章 役員

(役員)

第24条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上
 - (2) 監事 1名以上
- 2 理事のうち1名を代表理事とする。

(理事及び監事の選任方法)

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 監事は、当法人又は子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 3 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係にある者を含む。）の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(代表理事)

第26条 当法人に代表理事1名を置き、理事会において議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって理事の中から選定する。

- 2 代表理事は、一般法人法上の代表理事とする。
- 3 代表理事は、当法人を代表し会務を総理する。

(代表理事の専決事項)

第27条 代表理事は、第34条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる事項については理事会の事前決議を経ることなく専決することができる。ただし、理事会に重大な影響を与える事項は除く。

- (1) 職員の任免（重要人事を除く）
 - (2) 会員の承認に関する事項
 - (3) 予算の範囲内で行う契約又は支出
 - (4) 緊急を要する事項で、理事会の招集が困難な場合
- 2 代表理事は、前項の専決を行った場合、速やかに次回理事会に報告し、理事会からその承認を得なければならない。理事会が承認をしないときは、必要な措置を講じるものとする。

(理事の職務及び権限)

第28条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第29条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(理事及び監事の任期)

第30条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
- 3 当法人の設立後に選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。
- 4 理事若しくは監事が欠けた場合又は第24条で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了若しくは辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(理事及び監事の解任)

第31条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事

の解任の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第32条 理事及び監事に対しては、社員総会において別に定める総額の範囲内で、報酬等を支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

第6章 理事会

(構成)

第33条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(招集)

第34条 理事会は、代表理事がこれを招集し、開催日の1週間前までに各理事及び各監事に対して、招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

2 代表理事に支障があるときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により他の理事がこれを招集する。

(招集手続の省略)

第35条 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(権限)

第36条 理事会は、法令に定める事項及びこの定款に別に定めるもののほか、次の事項について決議する。

- (1) 業務執行の決定（年度事業計画、予算案、中長期計画 等）
- (2) 代表理事の選定及び解任
- (3) 代表理事の職務の執行の監督
- (4) 業務執行上、組織規程で定める役員人事
- (5) その他業務執行に係る重要な案件

(議長)

第37条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事に支障があるときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により他の理事がこれに当たるものとする。

(理事会の決議)

第38条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第39条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(職務の執行状況の報告)

第40条 代表理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告するものとする。

(理事会議事録)

第41条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、代表理事（代表理事に支障があるときは出席理事）及び監事がこれに署名押印もしくは記名押印又は電子署名し、理事会の日から10年間主たる事務所に備え置くものとする。

(理事会運営事項)

第42条 理事会の運営に関する必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の決議により代表理事が別に定める。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第43条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第44条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会の承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第45条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 正味財産増減計算書
 - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿

(剰余金の不配当)

第46条 当法人は、剰余金の配当はしないものとする。

第8章 解散及び清算

(解散の事由)

第47条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第48条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 部会

(部会)

第49条 当法人の事業を推進するため、部会を設置することができる。

2 部会の組織及び運営に関して必要な事項は、代表理事が別に定める。

第10章 附 則

(最初の事業年度)

第50条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和8年3月末日までとする。

(設立時社員の名称及び住所)

第51条 当法人の設立時社員の名称及び住所は、次のとおりである。

住 所 沖縄県名護市宇茂佐の森五丁目2番地7
設立時社員 北部広域市町村圏事務組合

住 所 沖縄県国頭郡国頭村字奥間1569番地1
設立時社員 沖縄北部地域観光協会

住 所 沖縄県名護市字為又1220番地の1
設立時社員 公立大学法人名桜大学

(設立時の役員)

第52条 当法人の設立時理事及び設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時理事 渡具知 武豊、比嘉 明男、林 優子、湧川 盛順、
佐藤 大介、前田 裕子、山城 克己、當山 智士、中村 靖
設立時代表理事 中村 靖
沖縄県名護市大中一丁目14番12号

(法令の準拠)

第53条 この定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人沖縄やんばるDMOを設立のため、設立時社員北部広域市町村圏事務組合外2名の定款作成代理人である司法書士法人エクリ（社員 中空潤也）は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

令和8年1月30日

設立時社員 沖縄県名護市宇茂佐の森五丁目2番地7
北部広域市町村圏事務組合
理事長 渡具知 武豊

設立時社員 沖縄県国頭郡国頭村字奥間1569番地1
沖縄北部地域観光協会
会長 比嘉 明男

設立時社員 沖縄県名護市字為又1220番地の1
公立大学法人名桜大学
理事長 高良 文雄

上記設立時社員3名の定款作成代理人
沖縄県那覇市首里石嶺町二丁目261番地6
司法書士法人エクリ
社員 中空潤也